

委員会会議録

(一社) 滋賀県トラック協会

| | |
|------|---------------------------|
| 会議名 | 平成30年度 第3回 適正化事業運営委員会 |
| 開催日時 | 平成31年1月21日(月) 17:00~18:00 |
| 開催場所 | CHIRIRI(草津店) |
| 出席者 | 委員13人 事務局6人 |

| 協議内容 |
|--|
| <p>定刻開会。</p> <p>開会にあたり、田中本部長より改正貨物自動車運送事業法が12月8日2時14分参議院本会議で可決された件について触れられ、目的としてトラックドライバーの労働条件改善と運送事業者の発展につながる文言が入れられたことから与野党が賛同し運送事業の味方となっている。12月14日公布され施行は公布から1年6ヶ月程度といわれているが、標準的な運賃(同2年以内)の問題が解決されれば早期に行われるだろう。</p> <p>改正内容は1. 規制の適正化 2. 事業者が守るべき事項の明確化、ブラック運送事業者の排除 3. 荷主対策として荷主のいいなりにならない 4. 標準的な運賃の告示制度の導入の4つとなっている。</p> <p>適正化事業運営委員会としても意見を全日本トラック協会にあげ国交省にもっていけるかがこれからの課題となっているので委員の皆さんのご協力をお願いしたい等の挨拶が行われた。</p> <p>続いて、甲斐切委員長より、我々中小零細企業のための改正を坂本会長はじめ進めて頂いているので、十分生かして取り組みたい。適正化事業運営委員会はこの改正を広めていく委員会であると挨拶された。</p> <p>その後、甲斐切委員長が議長となり議事に入った。</p> <h2>2. 議題</h2> <p>(1) 平成30年度事業実施報告について</p> <p>① 適正化実施機関活動状況 巡回指導調査結果、安全性評価事業申請状況、第二回初任運転者指導教育研修会について資料に基づき事務局より説明。以下の意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none">・荷主のGマーク認識がうすい。・Gマークのステッカーに国土交通省と全日本トラック協会が連名されているが並列か。また、国土交通省でなく国土交通大臣または内閣総理大臣のほうが良い。・ホワイト物流、ホワイト経営と次から次へと立ち上げられ創設されるが対応出来ない。 |

② 働き方改革に伴う貨物事業法の改正概要について資料に基づき事務局より説明。貨物自動車運送事業法新旧対照表より以下の意見、質問が出された。

- ・提出書類がそろっていれば現場視察なく許可されるのはおかしい。
- ・ダンプの許可事業者は名義貸し多い。土木・建築関係事業者はこの法律をしているのか。知らないままこの法律が施行されればつぶれる土木・建築関係事業者がでてくる。
- ・名義貸チェック体制を適正化でも基準をしっかりしておくべき。
- ・丸和運輸機関の桃太郎便などの軽自動車による個人償却は法改正の対象になるのか質問され、個人事業主が丸和運輸から仕事を請け負っていること、軽自動車は一人一車で出来ること等、名義貸が発生しないと、事務局より説明があった。
- ・現場の声として適正化からも国交省に黒に近いグレーの事業所について声をあげるべき。

(2) 当面の事業計画について

① 原価意識向上セミナーの開催と資料8アクションプラン等周知セミナーについても併せて事務局より説明。今年度中に日程調整の上開催していくこととなった。

(3) 平成31年度事業計画及び予算書(案)について資料に基づき事務局より平成30年度と変わらずの予算案であるが、パソコン買い換え時期にあたるため予算計上していると説明。

(4) その他

平成31年度開催予定の研修会、講習会等について報告。

<参考資料>

資料1 平成30年度第二回議事録

次回開催 平成31年 法改正等の様子を見て 予定

以上